

発表項目	広尾町楽古川河口等における合同啓発活動について
概要	<p>例年、秋サケの来遊シーズンを迎えるこの時期には、多くの方々がサケ釣りを楽しめますが、道内の一部の河川では河口規制により沿岸部でも釣りが禁止される区域がございます。</p> <p>河口規制区域での違反撲滅の一環として、広尾町の楽古川河口等において下記のとおり関係機関と連携し啓発活動を実施いたします。</p> <p style="text-align: center;">記</p> <p>1 内容</p> <p>①楽古川河口周辺における合同啓発パトロール ②ドローンを使用した密漁取締デモンストレーション ③音調津漁港における合同啓発パトロール</p> <p>◆ ①、③については釣り人に対し、チラシなどを配布し規制の情報周知や遊漁ルールに関する啓発を行います。</p> <p>◆ ②については密漁取締に使用しているドローン実機を使用し、違反者を検挙するまでの一連の流れについて訓練形式でデモンストレーションを行います。</p> <p>2 日時及び集合場所 令和5年(2023年)8月18日(金)9時20分～ ※報道機関の皆様は楽古川河口“右岸”に集合をお願いします。</p> <p>3 関係機関 広尾漁業協同組合、広尾警察署、広尾海上保安署、広尾町役場、 一般社団法人 十勝釧路管内さけ・ます増殖事業協会、 北海道水産林務部水産局漁業管理漁業取締船ほくと (主催:十勝総合振興局産業振興部水産課)</p>
参考	<p>楽古川河口付近での海面での秋サケ釣りは、「8/20から11/30まで禁止」されています。【北海道漁業調整規則第42条】</p> <p>※罰則:6月以下の懲役または10万円以下の罰金(北海道漁業調整規則第62条)</p> <p>※河川内では周年・全河川で禁止されています</p>
報道(取材)に当たってのお願い	<p>ドローンによるデモンストレーションは広尾警察署及び漁業取締船ほくとの全面協力によって今回初めて実現しました。実践的な訓練となりますので、ぜひ積極的な報道をお願いします。</p> <p>また、後日資料の提供も可能ですので、担当までお問い合わせください。</p>
他のクラブとの関係	<p>同時配付 同時レク 記者レク</p>
その他	
担当(連絡先)	<p>北海道十勝総合振興局産業振興部水産課漁業管理係 (担当:上條)</p> <p style="text-align: right;">TEL 0155-26-9059(直通)</p>

〈楽古川右岸集合場所〉

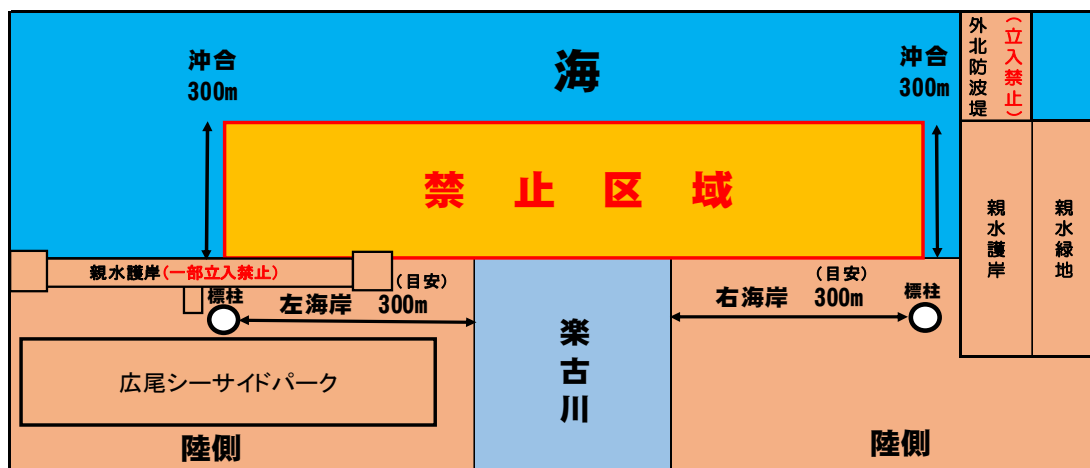


〈北海道が楽古川両岸に設置している遊漁者啓発看板（参考）〉

注 意：釣り人の皆さんへ

楽古川河口では、次の期間及び区域のサケ・マスの採捕を禁止しています。
違反した場合は、罰せられますので注意してください。
 大切な水産資源を保護し、育てていくため関係法令や規則を守りましょう。

- 1 禁止の期間 8月20日から11月30日まで
- 2 禁止の区域



北海道十勝総合振興局水産課